

告示 第 18 号
令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島市病院事業管理者
鹿児島市立病院長 坪内 博仁

鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格
について (告示)

鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に
必要な資格を次のように定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記要領により鹿児島市立病院再整備機器
等整備支援業務委託契約に係る企画提案競技参加申請書に必要書類を添えて提出すること。

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日 (以下「告示日」という。) 以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱 (平成 26 年 3 月 27 日制定) に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (5) 納期の到来している市税 (新型コロナウイルス感染症の影響による猶予を受けているものを除く。) を完納していること。鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事務所を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市区町村税を完納していること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加しない者であること。
- (9) 平成25年4月1日から告示日までの間において、医療法（昭和23年法律第205号）第7条に規定する一般病床300床以上の病院における「医療機器等整備支援」及び本業務に類する業務を受託した実績があること。

3 申込要領

(1) 受付期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月10日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

別に定める「鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託に係る企画提案競技実施要領」のとおり

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院 経営管理課 病院再整備係（鹿児島市立病院2階）

電話 099-230-7014

FAX 099-230-7070

Eメール hpkeiei-saiseibi@city.kagoshima.lg.jp

4 その他

この企画提案競技に関する参加資格申込書、実施要領、様式その他必要な情報は、鹿児島市立病院ホームページ（<https://www.kch.kagoshima.jp/>）において入手することができる。